

## 社会福祉法人三次市社会福祉協議会 常務理事報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人三次市社会福祉協議会（以下、「本会」という。）の常務理事に対する報酬について必要な事項を定めることを目的とする。

### (報酬等の額)

第2条 常務理事の報酬額は、月額334,000円とする。

2 常務理事には報酬、通勤手当を支給する。手当額は本会給与規則に準ずる。

3 報酬の支給に関する勤務時間及び休憩時間等の労働条件については、就業規則に定める役職員に準ずるものとする。

### (報酬の支給)

第3条 報酬の全額を毎月20日に支給する。ただし、支給日が土曜日、日曜日または休日になるときは、繰り上げ支給する。

2 常務理事の報酬は、就任した月分から支給する。

3 前項の常務理事が辞任、解任または死亡によりその職を退いたときは、その当月分までの報酬を支給する。

### (口座振替の方法による報酬の支給)

第4条 報酬は、常務理事から自己名義の預金口座への振替の申出があるときは、口座振替の方法により支給することができる。

### (報酬の支給制限)

第5条 本会及び三次市の職員や、他の機関に属し給与等を支給されている者が常務理事を兼ねる場合には、常務理事の職にかかる報酬は支給しない。

### (費用弁償)

第6条 常務理事の費用弁償は役員報酬に関する規程の適用外とする。

### (旅費)

第7条 常務理事が市外に出張した場合は、本会旅費規則を適用する。

### (福利厚生)

第8条 社会保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険に加入する。

### (退職共済)

第9条 常務理事の退職共済は加入しないものとする。

### (改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の承認を経て、評議員会の議決により行うものとする。

### 附則

この規程は令和7年12月11日から施行する。